入 札 説 明 書

新宿御苑管理事務所の「平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務」に係る入札公告に基づく 一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 公告 日 平成27年7月17日(金)
- 2 契約担当官 分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 大坪 三好 東京都新宿区内藤町11
- 入札対象業務概要
- (1)業務名 平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務
- (2) 従事場所 東京都新宿区内藤町11
- (3) 業務内容 別冊仕様書等のとおり。
- (4)契約期間 契約の日から平成28年1月29日まで

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補 佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別 な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の において、開札時までに、「A」、「B」又は「C」に格付けされ、関東・甲信越地域の競 争参加資格を有する者であること。
- (5)本業務に従事する技術者のうち一名以上は、(一財) 日本緑化センター認定の樹木医及 び(一社)街路樹診断協会認定の街路樹診断士の有資格者であり、5年以上の実務経験が
- ある者が行うこと。また、請負者との間で、「直接的かつ恒常的な」雇用関係があること。 (6)会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づ き再生手続開始の申立てをした者(一般競争参加資格の再決定を受けた者を除く)でない こと。 (7)入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- - 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する場合。
 - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合とは、上記①又は②と同視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる場合である。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、 環境省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9)環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 契約条項を示す場所

〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所庶務科

電話:03-3350-0152

- 6 競争参加資格の確認等
- (1)本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(4)の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、平成27年8月24日(月)までに、上記4(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ①提出期間
- ・電子調達システムにより提出の場合

平成27年7月17日(金)から平成27年8月17日(月)まで、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、電子調達システムの運営時間中とする。

持参の場合

平成27年7月17日(金)から平成27年8月17日(月)まで、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分までとする。

- ②提出場所 上記5に同じ。
- ③提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は上記②の場所に提出するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

電子調達システムの添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)を添付し提出すること。

また、郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子調達システムより、申請書及び資料として送信すること。この処理を行わなかった場合、書面により申請書及び資料の提出をした場合であっても、電子調達システム上は提出したと見なされないので、必ず目録を記載したファイルを添付すること。

- (ア) 郵送する旨の表示
- (イ) 郵送する書類の目録
- (ウ) 郵送する書類のページ数
- (エ)発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3)競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成27年8月20日(木)までに電子調達システムで通知する。ただし、書面により提出した場合は、書面で通知する。(証明書等審査結果通知書)
- (4) その他
 - ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外 に提出者に無断で使用しない。
 - ③提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

- 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1)競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ①提出期限:平成27年8月21日(金)午後4時まで
 - ②提出場所:上記5に同じ。
 - ③提出方法:持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは提出期限までに説明を求めた者に対し、電子調達システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。
- 8 入札説明書等に対する質問
- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面(様式任意)により提出すること。なお、上記7により説明を求めている者も質問を提出することができる。
 - ①受領期間 平成27年7月17日(金)から平成27年8月18日(火)まで、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。
 - ②提出場所 上記5に同じ
 - ③提出方法 書面にて持参又は郵送により提出するものとする。
- (2)上記(1)の質問に対する回答は、平成27年8月20日(木)までに電送(ファクシミリ)にて行う。
- 9 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送等による入札は認めない。

なお、電子調達システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合は、電話及び電送 (押印済の入札辞退届)で入札の辞退を申し込むとともに、すみやかに書面により入札辞退 届を提出すること。

(1) 日時 ①電子調達システムによる場合

平成27年8月24日(月)午前10時00分から午後2時00分までとする。

②紙により提出する場合

平成27年8月24日(月)午後2時00分までとする。

なお、提出場所は、下記(2)とする。

- ③開札は、平成27年8月24日(月)午後2時00分から下記(2)の場所にて行う。
- (2)場所 〒160-0014 東京都新宿区内藤町11

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 会議室

(3) その他 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

なお、電子調達システムによる入札の場合は、当該通知書の提出は不要とする。

10 入札方法等

- (1)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2)入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札については、電子

調達システムによる入札、紙入札による入札が混在する場合があるため発注者から指示する。

開札時間から60分後には発注者から再入札通知書を発行するので、待機すること。処理に時間を要し予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (4) 電子調達システムで落札者がないときの随意契約(以下「不落随契」という。) 落札者がないときは、随意契約に移行するものとし、意向確認は以下による。
 - ①見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
 - ②見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず送信すること。
 - ③何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者と見なす。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12 開札.

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

13 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした 者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無 効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開 札の時において上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の単価で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の単価をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15 配置予定者の確認

落札者決定後、配置予定者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ 当初の配置予定者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 手続における交渉の有無 無

17 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件 完了払

19 紙入札承諾願い

電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て従来の紙入札方式に代えることができる。紙による入札の承諾に関しては、承諾願(別記様式5)を提出するものとする。

20 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「環境省入札監視委員会の設置及 び運営について(環境会第225-3号)により、環境省大臣官房会計課長に対して苦情を 申立てることができる。

21 関連情報を入手するための照会窓口上記5に同じ。

22 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書 に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものと して取り扱うこととする。

24 その他

- (1)契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札参加者は、別冊入札心得及び別冊契約書(案)を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記4(5)の資料に記載した技術者を当該業務に配置すること。
- (5) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札については、2回 を限度とする。
- (6) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの 日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (7) その他詳細不明の点についての照会先は、上記5に同じ

添付資料 · 別 紙 入札心得

- 別添1 契約書(案)
- 別添 2 平成 2 7 年度新宿御苑樹木初期診断業務仕様書

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

> 住 所 商号又は名称 代表 者 氏 名

平成27年7月17日付で公告のありました平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務 に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書 4 (1) ~ (3) 及び 4 (6) ~ (8) に該当する者でないこと 並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 4 (4)に定める環境省競争参加資格の写し
- 2 入札説明書4(5)に定める資格を証明するものの写し

紙入札方式参加承諾願

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

下記案件について、電子調達システムによる電子入札に参加できないため、紙入札方式による参加の承諾をお願いします。

記

- 1 入札業務名 平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務
- 2 電子調達システムに参加出来ない理由

入札心得

(目的)

第1条 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官(環境省所管会計事務取扱規則(平成13年環境省訓令第22号)第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

- 第3条 競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の10 0分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納 付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、 この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保 険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担 行為担当官に提出しなければならない。
- 3 入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行 後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

- 第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。 この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めるこ とができる。
- 2 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出 すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、 電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うことと する。
- 3 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札凾に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て又は分任支出負担行為担当官の指示により書面により

提出する場合は、様式1により作成し、入札書を封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示 又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 4 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官において やむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二 重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出 負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。ただし、郵便による入札を行った者は、第8 条による再度入札ができないものとする。
- 5 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状(様式2)を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

- 第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作(辞退届をクリック)により辞退届を提出する。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思 についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - ④ 記名押印を欠く入札(電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入 札)
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
 - ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開示前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不 穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事 費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

- 第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事、測量又は建設コンサルタント等業務及び製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事及び測量又は建設コンサルタント等業務請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 令第85条の基準(環境省所管契約事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第26条)に 該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによ る入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が 指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、分任支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入 札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

- 第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

- 第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時にこの契約の履行を保証する公共工事履行保証証券(かし担保特約を付したものに限る。)を提出するものとする。提出に当たっては、次に掲げる事項等に留意すること。
 - ① 保証金額は、請負代金額の100分の30以上であること。
 - ② 債権者は分任支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
 - ③ 保証人の記名押印があること。
 - ④ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
 - ⑤ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
 - ⑥ 保証期間は工期を含むものとする。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を 理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算 した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であ るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該 契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、 当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けた ことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等 へ報告を行います。

入 札 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 大坪 三好 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

(複)代理人

印

注)代理人又は複代理人が入札者を持参して入札 する場合に、(複)代理人の記名押印が必要。 このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

「平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務」について入札心得等を承諾の上、また暴力 団排除に関する誓約事項に誓約の上、入札します。

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 大坪 三好 殿

住所(委任者)商号又は名称代表者氏名

印

代理人住所(受任者)所属(役職名)氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項:1. 平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務の入札に関する一切のこと。

2. 復代理人の選任に関すること。

代理人の印影	

委 任 状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局 新宿御苑管理事務所長 大坪 三好 殿

 代理人住所

 (委任者)
 所属(役職名)

 氏
 名

復代理人住所(受任者)所属(役職名)氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項:平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務の入札に関する一切のこと。

復代理人の印影	

印

契約 書(案)

紙

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 大坪 三好(以下「甲」という。)は、 (以下「乙」という。)と

「平成27年度新宿御苑樹木初期診断業務」(以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金

円(うち消費税及び地方消費税の額

円)

とする。(*免税事業者にあっては、「(うち消費税額及び地方消費税の額 円)」を「(消費税及び地方消費税相当分を含む。)」とする。)

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28 条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及 び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成28年1月29日納入場所 新宿御苑管理事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格 した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならな

V10

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

- 第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下 「約定期間」という。)に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の 日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延 に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額 を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないこと が、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期 間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、 こは、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
 - 二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の 職務の執行を妨げたとき。
 - 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

- いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催 告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同 事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手 方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対 象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除 し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」と

- いう。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経 過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の 遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除 した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(かし担保)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用 してはならない。 (債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及 び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融 機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲 乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 東京都新宿区内藤町11

氏 名 分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 大坪 三好 印

乙住所氏名

印